

No. 4

令和5年（6月）

第3回定例会  
専決処分の報告

熊谷市



## 目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 1 3 号	熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	こども課	1
第 1 4 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	3
第 1 5 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	7

報告第13号

専決処分の報告について

熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊谷市児童福祉審議会条例（平成17年条例第134号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第14号

専決処分の報告について

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年4月25日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第14条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1

号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第47条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第54条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同号又は同項第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第55条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第15号

専決処分の報告について

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年4月25日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。